

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業理念の中核である「存在意義」を「お客様の期待を超え、感動していただける商品・サービスを提供することを通じ、社会に貢献し、明るい未来を築く力になります」としております。このためには、何を成すべきかを常に意識した戦略を実行し、お客様の感動を獲得してまいります。

そして当社は、経営の効率性と健全性の向上、コンプライアンスの徹底を重要な課題と認識し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-1-1】

当社は、反対票の原因の分析については、議案ならびに反対票率等も勘案し、今後の課題としております。なお、相当数の反対票の把握につきましても株主総会当日の出席株主の詳細な賛否数の把握の方法を含め、今後の課題としております。

【補充原則2-4-1】

当社では、経営ビジョンにおいて「モノづくりのプロに伝えモノづくりの愉しさを育む」と定義しており、女性・外国人・中途採用者など区別なく公正公平な評価をもとに人材育成と管理職登用を推進しております。そのため特定の性別、人種他、補充原則にて多様性の対象とされている者に対する目標値は掲げておりません。また必要に応じて適材適所での人員配置とすることを基本方針としているため、数値目標は開示しません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、企業年金と会社との間に生じる利益相反の適切な管理につとめていますが、当該原則が求める外部の専門家の採用を含む人材の配置・登用などの人事面・運営面での関与については、今後の動向を見極めた上で、あらためて検討することとします。

【補充原則3-2-1】

()外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準は策定しておりませんが、監査報告会や監査人と監査等委員会とのコミュニケーションを通じ、適切に評価しております。

()外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、監督機能の強化、コーポレートガバナンスの実効性を向上し、企業価値を高めるため、会社の機関設計について、監査等委員会設置会社の形態をとっております。社外取締役を複数名選任していることにより、実効性の高い監督の実現に取り組んでおります。また、複数の監査等委員を選任しており、取締役(監査等委員を除く)の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画については、毎期の目標達成に邁進することが株主の皆様への期待に応える最大の結果を生み出すという観点から、策定・開示はしておりません。なお、成長戦略の指標としての具体的な中期経営計画の策定や適切に開示するための方策・時期については今後の課題であると考えております。

【補充原則4-1-3】

当社は、代表取締役社長や新任取締役の指名にあたり、社長交代や取締役の選任がある場合は、取締役会において、透明性・公平性の高い後継者指名を行える体制を確立しておりますが、後継者計画及び後継者の育成については、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、経営陣からの取締役会や各取締役への提案について、形式に捉われないことと、随時受け入れ、議論することとするなど、リスクテイクを支える環境整備を行っております。また、取締役会において、決議すべき提案に関し、それぞれの取締役が独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行い、決議された提案は、管掌取締役・担当執行役員が監督・執行責任を担っております。なお、取締役の報酬については、業績を勘案して決定しております。

【補充原則4-2-1】

当社は、取締役の報酬について、業績を勘案して決定しております。長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4-2-2】

当社は、経営ビジョン、経営スローガンに基づき、お客さま、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすとともに、企業価値の向上に努めることをサステナビリティの基本的な考え方とする予定

です。サステナビリティに関する取り組みは今後有価証券報告書や株主総会招集通知等にて開示を予定しております。人的資本・知的財産への投資等に対する考え方は【原則3-1】で示しております。これらをはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行についての監督については、中期経営計画等とあわせて今後検討してまいります。

【補充原則4-3-2】

当社は、CEOの選解任について、取締役会において、客観性・適時性・透明性のある手続きに従い行うこととしておりますが、具体的な基準については今後の検討課題として取締役会で適切に検討立案してまいります。

【補充原則4-3-3】

当社は、CEOの選解任について、取締役会において、客観性・適時性・透明性のある手続きに従い行うこととしておりますが、具体的な基準については今後の検討課題として取締役会で適切に検討立案してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値に貢献できる多様な経験と幅広い見識を有する有識者を独立社外取締役として2名選任しております。

【補充原則4-11-3】

当社では、各取締役による自己評価と監査等委員全員を含む「審議会」が各取締役の客観的評価を行っています。毎年第1、第3四半期に業務執行取締役の評価や審議委員によるヒアリングを通じ、取締役会の実効性の分析や評価を行っています。上記の結果の概要に係る内容の開示については、今後の検討課題として認識しております。

【基本原則5 株主との対話】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主総会以外の場においても経営陣幹部や取締役は株主と建設的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。そのため、当社は今後、「工場見学会」や「新商品発表会」等を開催し、株主や投資家との対話の場を設けることなど、引き続き、検討してまいります。

【補充原則5-1-2】

()当社では、管理本部をIR担当部署としておりますが、現在IR担当取締役を選任しておりません。IR担当取締役の選任は、今後の検討課題であると認識しております。

()IR担当部署である管理本部を中心として、法務、人事、経理、情報システム部門等と必要に応じ、ミーティングを行い、また、日常的に連携を取っています。

()管理本部にて電話取材やスモールミーティング等の取材を積極的に受付けております。

()IR活動にて把握された意見等については、取締役会をはじめ、経営会議、その他の会議において、報告・共有しております。

()対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

補充原則【4-1-2】に記載の通り、中期経営計画については、毎期の目標達成に邁進することが株主の皆様の期待に応える最大の結果を生み出すという観点から、策定しておりません。なお、当社は、中長期的な経営戦略や目標とする経営指標を決算短信で開示しております。また、中長期的な経営戦略や目標とする経営指標は、業績や将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、随時見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、株主総会等で説明を行っております。

【補充原則5-2-1】

経営戦略等を新たに公表する段階では、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針など、本原則の内容について、わかりやすく示すよう進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性などの条件を満たす範囲で行うことを基本的な方針としております。

同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 企業理念や経営戦略を当社ホームページ、決算短信等にて開示しております。

() コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示しております。

() 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きをコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。なお、当社では、現在の報酬体系が健全な動機付けに資するものと考えており、自社株を用いた報酬制度(ストックオプション制度)等については、導入しておりません。

() 取締役(監査等委員を除く)の選解任については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物であるかを基準に選定し、株主総会及び取締役会で審議頂き、決定しております。監査等委員の選解任については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる人物であるかを基準に選定し、監査等委員会での同意した上で、株主総会及び取締役会で審議頂き、決定しております。

() 株主総会参考書類において、経歴等を公表しております。

【補充原則4-11-1】

当社における取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続きについては、取締役候補の指名に関する考え方と同様であり、【原則3-1】()及び【原則4-11】に記載のとおりであります。スキル・マトリックスに関しては開示しておりませんが、今後作成を検討してまいります。独立社外取締役は特許法人の代表を務めております。

【補充原則4-11-2】

社外の監査等委員の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。社外の監査等委員の内1名が、当社グループ以外の他の会社の代表を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。また、常勤の監査等委員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、監査等委員の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2】

取締役が株主から負託された責任と法的責任を含む責務を果たすことを目的として、以下を実施しております。

1. 新任取締役に対し、就任後2ヶ月以内を目処に、当社グループに係る事項についての説明を実施する。
2. 新任取締役の経験・知見等に応じ、財務・会計、コーポレートファイナンス、会社法関連法令、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等の内容に関する研修機会の提供・斡旋、それに要する費用の支援を行う。
3. その他、取締役として在任する期間中、各々の役割にとって必要な知識の継続的な更新を目的として、適切な研修機会の提供・斡旋、それに要する費用の支援を行う。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、管理本部をIR担当部署としています。また、当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と企業価値に資する、実効的なコーポレートガバナンスの実現を重要課題の一つと位置付けており、株主からの対話の申込みに対しては、株主の希望、面談の主な関心事項、株主の持株数等を合理的に判断した上で、前向きに対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニッセンリベット株式会社	96,000	10.28
日栄会	93,865	10.05
有限会社ヤマチ	53,000	5.68
ロプテックス従業員持株会	48,284	5.17
株式会社三井住友銀行	46,228	4.95
日理会	44,822	4.80
地引 俊為	31,136	3.33
株式会社南都銀行	20,000	2.14
稲垣 貞男	16,015	1.71
平田 正紘	13,900	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新 東京 スタンダード

決算期 3月

業種 金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤本 昇	その他													
遠藤 美智子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

藤本 昇		特許業務法人藤本パートナーズ 代表社員	藤本昇は経営者としての豊富な経験と弁理士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これらの知識と経験が実効的な監査及び取締役会運営の適正性の確保に資すると判断しております。また、経営者としての豊富な経験から当社の経営意思決定に関し、法的観点からの意見、専門的観点からの問題把握等適時適切なアドバイスを行っております。 なお、同氏は独立性基準並びに開示加重要件及び属性情報に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれもないと判断し、独立役員に指定しております。
遠藤 美智子		稲垣・遠藤法律事務所	遠藤美智子は弁護士であり、主に弁護士として培われた専門的な知識・経験等から当社の経営意思決定に関し、法的観点からの意見、専門的観点からの問題把握等適時適切なアドバイスを発行っており、中立で客観的な立場に基づく、経営監視等が期待できるものと考えております。 また、同氏は独立性基準並びに開示加重要件及び属性情報に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれもないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により、監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりません。

なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、適任の当該使用人を配置するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査等委員による監査に加え、内部監査部門による監査を実施し、業務の正当性、正確性、効率性等の業務執行に係わる細部まで、監査を実施しております。

監査等委員会監査につきましては、各監査等委員(常勤監査等委員1名、監査等委員2名)は、内部監査部門、会計監査人と連携し、必要に応じ、適宜意見・情報交換を実施しております。また、取締役会や重要な会議への出席並びに子会社への往査等を通じて、意思決定の過程を監視するとともに、適宜意見の表明を行うほか、具体的に業務の執行状況を把握することで、正確に監査が実施される体制を形成しております。また、重要な決裁書類等の閲覧及び財産の状況について適時に関係取締役等から報告を受け、業務執行状況の把握及び適法性の監査を行っております。

また、当社は会計監査において、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、各監査等委員と会計監査人は監査計画・方針について、事前に協議しているほか、定期的な会合を持ち、会計監査人から監査の経過と結果について報告と説明を受ける等、必要に応じ適宜意見・情報交換を実施し、相互連携を図っております。

監査等委員会と内部統制部門におきましても、相互の連携を図るために各監査等委員は内部統制部門との会合を定期的に行い、業務の執行状況を確認・検証し、監査が効率的に実施できるよう意見・指示・情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等については、月例で支給する報酬のみとし、前年度業績をもとに個人別評価等を勘案の上、決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2022年3月期 報酬等の総額 取締役(監査等委員を除く) 58,970千円
取締役(監査等委員) 29,308千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第139期有価証券報告書「第一部 企業情報」第4 提出会社の状況「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」(4) 役員の報酬等に記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役2名(ともに監査等委員)へのサポート体制としては、常勤監査等委員及び管理本部が、会社情報等の提供を行っております。また、取締役会での付議議案で特に重要なものについては、あらかじめ社外取締役に説明する等、社外取締役が事前に検討できる体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
地引 啓	顧問	代表取締役社長経験者として、現経営陣からの相談要請に応じた助言を提供する。また、その幅広い人脈を活用した、経済団体活動、社会貢献活動等。	非常勤、報酬有	2007/6/21	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的として、2016年6月23日開催の第133期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

当社においては、取締役会は、代表取締役社長 地引 俊為を議長として、取締役 山口正光、取締役 池本義寛、取締役 森下幸治、取締役 田邊浩樹、取締役(常勤監査等委員)林 邦男、社外取締役(監査等委員)藤本 昇、社外取締役(監査等委員)遠藤 美智子の8名で構成されており、原則として毎月1回開催することとし、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、適切かつ迅速な経営判断を遂行してまいります。

監査等委員会は取締役常勤監査等委員 林 邦男(監査等委員会委員長)を議長とした、社外取締役(監査等委員)藤本 昇、社外取締役(監査等委員)遠藤 美智子の3名で構成されており、原則として毎月1回開催することとし、監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席、必要に応じて監査等委員ではない取締役からの業務執行状況の聴取、並びに定期的に各部門への監査を実施し、経営に対して監査・監督を行っております。

また、監査等委員である取締役全員を含む「審議会」を設置し、経営幹部の評価を実施しております。

会計監査におきましては、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、2022年3月期において業務を執行した公認会計士は、藤川賢、安場達哉であります。なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を2名選任しております。社外取締役2名は、両名とも監査等委員であり、それぞれ高い専門性を有する「弁理士」、「弁護士」であり、その専門的見地からの確かな監査・監督機能を果たしております。

また、取締役会、監査等委員会だけでなく、各種会議・プロジェクトへの出席と重要な案件についての意見交換並びに定期的な会計監査人や管理部との意見交換等を行っております。なお、当社は監査等委員である社外取締役2名をそれぞれ、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。これらのことにより、経営監視機能におきましては、外部からの中立性及び客観性が十分に確保されていることから、企業統治体制が有効に機能していると判断しており、十分なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも早期に発送及び東京証券取引所に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ多くの株主様にご出席いただくため、可能な限り、集中日を避け、開催するようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「株主通信」等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	金融商品取引法や東京証券取引所の有価証券上場規程を順守し、適時適切な会社情報の開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人を含めた行動指針として、「倫理・法令遵守方針」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役は、自らが主体的に法令・定款・社会的規範等を遵守し、業務の遂行に当たっております。
監査等委員である取締役は、法令に定める取締役会への出席の他、コンプライアンスの観点から各部門、子会社主催の会議・報告会等へ出席し、充実した監査機能を発揮しております。
各取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。
内部統制事務局は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じ関連部門と連携をとり研修等を実施しております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書取扱規程、文書の保存期間規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は、文書の保存期間規程によるものとしております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社の環境・安全リスクに対処するため、品質・環境統合マニュアル、安全衛生委員会規程に基づき、環境面・安全衛生面でのリスクマネジメントを行っております。
当社及び子会社の事業リスクへの対応としては、取締役会並びに子会社社長も含めた経営会議で事業環境等のリスクの抽出を定期的に行い、情報の共有化を図り、リスクを未然に防止する体制をとっております。
不測の事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、弁護士の資格を有する社外取締役等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大の防止をし、これを最小限に止める体制を整えております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的開催する他、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、十分に議論、審議を経て執行決定を行っております。また、子会社の重要議案については、子会社管理規定に基づき当社企業グループ全体の業務の適正性と効率性の確保を行っております。なお、当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定めております。
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社の使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・法令遵守方針を定め、それを遵守するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としてコンプライアンス通報規程を制定・施行しております。また、法令・定款の遵守のさらなる徹底を図るため、社内通報窓口に加え、当社取引先等の外部関係者も通報できる社外通報窓口を設置しております。
- 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社は、企業グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするためにグループ年度計画を策定しております。
計画の進捗は年間スケジュール表に基づく定期報告で管理するとともに、取締役会と子会社の社長も含めた経営会議で、評価、指導、助言を行い、企業グループ全体の業務の適正化を図っております。また、子会社に対し、管理部又は監査等委員による定期的監査を実施し、その報告を受けるとともに子会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の把握、課題解決に努めております。
子会社にコンプライアンス上問題があると認められた場合は、管理部又は監査等委員に報告し、直ちに監査等委員会に報告を行うものとし、監査等委員は意見とともに改善策の策定を求めることができることとしております。
- 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人を置くことを求めた場合は、適任の当該取締役及び使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、賃金、その他）につきましては、監査等委員会と相談し、その意見を十分考慮し、同意を得て取締役会が決定いたします。また、監査等委員の職務を補助すべき使用人の評価は監査等委員が行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとしております。なお、現在、監査等委員会はその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めておりません。
- 監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人、子会社の監査役は当社及び子会社の実務又は業務に影響を与える、あるいは与える恐れのある重要事項について監査等委員会に速やかに報告するものとしております。
前記に関わらず、監査等委員会は、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人、子会社の監査役に対して報告と意見を聞くことができることとし、これにより、監査等委員会に出席する取締役、その他の使用人は、監査等委員会に対し、監査等委員会が求めた事項に対して説明しなければならないこととしております。当社は監査等委員会に説明を行った当社及び子会社の取締役及び使用人、子会社の監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人、子会社の監査役に周知徹底しております。
- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、関係部署の調査、重要案件の稟議書の確認等により、その権限が支障なく行使できる社内体制が確立されております。
なお、監査等委員は会計監査人から会計監査の内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っております。
- 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について
生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査等委員会がその職務の遂行について、独自の外部専門家・アドバイザー等を活用するための費用の支出を求めた場合、または必要

な費用の前払を求めた場合には、監査等委員会の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担します。

11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法により、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を構築、維持、向上を図ります。そのために監査等委員及び内部統制事務局は、財務報告とその内部統制の整備、運用状況を監視、検証し、必要に応じてその改善策を取締役に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、反社会勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては法令に基づき、毅然とした対応をとることを基本方針としております。

また、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

企業理念を基本として、当社グループを取り巻く株主様、お客様等の関係者の方々に満足いただくと共に、業績の向上を図り、コンプライアンス、社会環境等に十分配慮し、企業価値の向上に努めることを経営の方針としております。

< 企業理念 >

(存在意義)

お客様の期待を超え、感動していただける商品・サービスを提供することを通じ、社会に貢献し、明るい未来を築く力になります。

(経営姿勢)

全社員が人生の喜びを実感でき、社会のあらゆる人々の心を動かし、信頼され、そして大きな夢に挑戦し続ける経営を実践します。

(行動規範)

お客様視点、思いやり、誇り、信念、責任、目的意識、問題意識、お客様に感動していただくために、これらをもって行動し、自らの働きがいを見出します。

これらの方針に則り、当社は経営の透明性を高めることは重要課題であると認識しており、迅速かつ適切な会社情報の開示に努めております。

決定事実に関する情報の場合

取締役会等における重要な決定事実は、管理本部に集約され、情報取扱責任者を中心に開示の検討を行い、迅速な情報開示に努めております。

発生事実に関する情報の場合

重要な事実が発生した場合は、関係部門、各グループ会社より社長及び管理本部に報告がなされ、情報取扱責任者を中心に開示の検討を行い、迅速な情報開示に努めております。

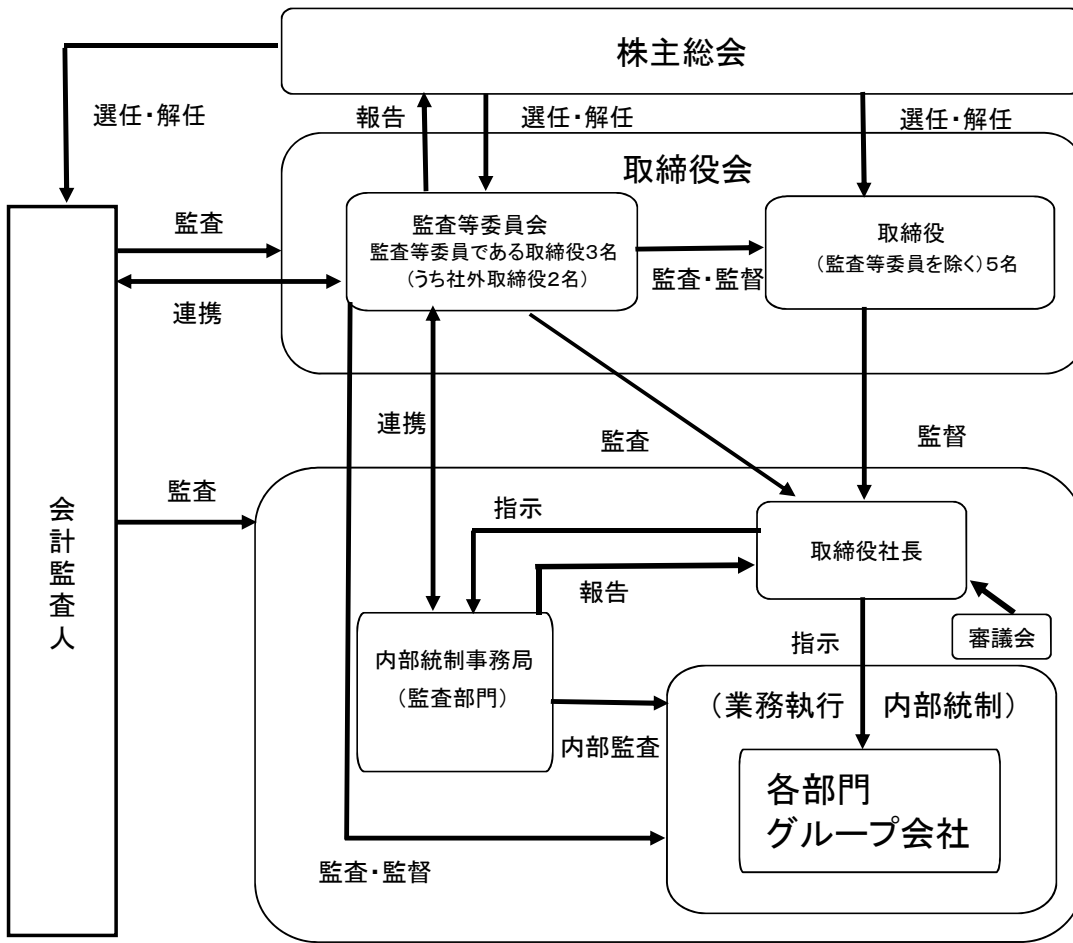
決算に関する情報の場合

決算に関する情報は管理本部において作成され、社長または取締役会の承認を経て、迅速な情報開示に努めております。

なお、適時開示規則において開示義務が無いとされる情報につきましても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断されるものについては、当該情報を開示しております。

【参考資料: 模式図】

〈コーポレート・ガバナンス体制についての模式図〉



【参考資料：模式図】

〈適時開示体制の概要（模式図）〉

